

墨田区消費者ニュース

編集・発行/墨田区地域振興部商工担当生活経済課消費者・勤労福祉担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 電話 5608-6184

すみだ消費者センター 消費者相談室 4月から 土曜日電話相談開始

すみだ消費者センターでは、消費者基本法に基づき、消費者の自立を支援するため、消費生活情報の提供などの事業や、契約上のトラブル等を解決するための「消費者相談」を行っています。この消費者相談の利用日を、4月から拡大して土曜日も受け付けることとしました。ぜひ、ご利用ください。

消費者相談とは

すみだ消費者センターでは、消費者の自立支援のため、さまざまな事業を行っています。そのひとつに「消費者相談」があります。

消費者相談は、契約上のトラブルや商品の苦情、消費生活に関する疑問などについて、専門の消費生活相談員が消費者の立場に立って問題解決のお手伝いをしています。また、契約のポイントや通信販売での注意点など、トラブルに巻き込まれないための情報も提供しています。



電話相談 土曜日受付開始

消費者相談をより利用しやすくするため、4月から相談日をこれまでの月曜日から金曜日までに加えて、土曜日にも電話による相談を始め

ました。また、相談時間も拡大し正午から午後1時までの時間も受け付けることとしました。

消費者相談の利用時間等は、以下のとおりです。

●利用時間

◎電話及び来所相談

月曜日～金曜日 午前9時30分～午後4時30分（まずは電話でご相談ください）

◎電話相談

土曜日 午前9時30分～午後4時30分
＊いずれも祝日・年末年始（12/29～1/3）は除きます。

●利用できる方

区内在住・在勤の方

●費用

無料

●相談専用電話

5608-1773

●すみだ消費者センターの住所

墨田区押上2-12-7-215

困ったときは、一人で悩まず早めにご相談ください。



ご注意ください！

「資格商法等の二次被害」が増えています

最近、過去に資格取得のための講座を受けていた人に対して、契約がまだ続いているかのよう
に説明し、新たな契約を結ばせる「資格商法
の二次被害」が増えています。

相談内容

- ① 7年前に行政書士の資格講座の契約をしました。資格は取らないまま50万円の支払は終了しました。最近、別の会社から「資格がとれていない人は再度30万円の教材の購入が必要」と言われました。あいまいな返事をしていた
ら会社にも何度か電話がかかり、断りきれずに契約をしてしまいました。



- ② 5年前に旅行やレストランが格安で利用できる会員権契約と月々3千円の会員登録契約をしました。が、ほとんど、利用していませんでした。先日、突然連絡があり、「会員登録が抹消されていない。75歳まで永久会員なので約150万円の支払いになる。退会するなら80万円のネックレスを購入するよう」と言われ、3日前に契約しました。あ

とで考えると騙されたと思います。クーリング・オフできますか。

アドバイス

過去に電話勧誘販売や訪問販売で資格取得講座や複合サービス会員契約をした人に「解約にはさらに費用がかかる」「会員登録が抹消できていない」「今回契約すればあなたのデータを抹消するので、他社からの電話勧誘は一切なくなる」などと事実ではないことをいって勧誘し、新たに契約をさせることを「二次被害」といいます。以前に契約したときの顧客名簿が持ち出されるなどして別の業者に渡り、勧誘されるようです。

◎勧誘の電話を受けたら

- 職場にかかってくることが多いので、周囲への遠慮もあり、あいまいな返事をしていると何回でも電話がかかってきます。業者の話に惑わされず、長く説明を受けないようにして、「契約する意思はありません」などときっぱり断りましょう。
- 断りきれずに申し込んでしまっても、8日以内ならクーリング・オフが可能です。

詳しくは、すみだ消費者センターへご相談ください。

困ったときは早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室

相談 日:月～土曜日

*土曜日は電話相談のみ受け付けています

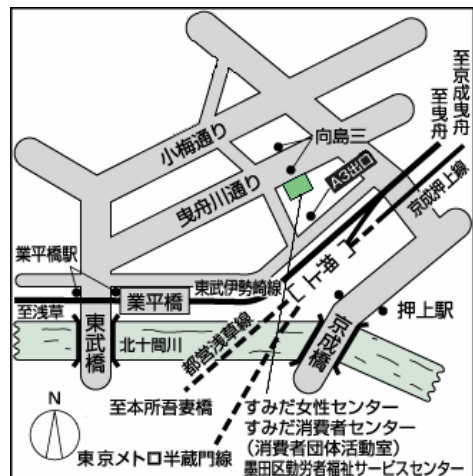
相談時間:午前9時30分～

午後4時30分

専用電話:5608-1773

*最初は電話でご相談ください

住所:墨田区押上 2-12-7-215



交通/東武線業平橋駅、京成線・東京メトロ半蔵門線
押上駅(A3出口)から、それぞれ徒歩約5分